

## 1 事業概要

(1) 内容 : 那珂川、霞ヶ浦、利根川を地下導水路で結び、新規利水、水質浄化等を行う

(2) 目的 : ①水質浄化 (霞ヶ浦、桜川等)  
②流水の正常な機能の維持  
③都市用水の供給 (埼玉県 0.94m<sup>3</sup>/S)

(3) 事業主体 : 国土交通省

(4) 工期 : 昭和51年度～令和5年度

(5) 総事業費 : 約1,900億円 (うち埼玉県負担額66.5億円)

(6) 施設計画 : 那珂導水路、利根導水路、ポンプ施設4か所

(7) 進捗率 : 約83% (令和元年度末)

(8) 参画者 : 水質浄化 茨城県、千葉県

水道 茨城県、東京都、埼玉県、九十九里地域広域水道企業団、  
印旛都市広域市町村圏事務組合

工業用水 茨城県、千葉県

### 【位置図】



## 2 状況変化

### (1) ハッ場ダムの完成

- ハッ場ダムは、これまで様々な経緯があり事業の完成が見通せなかったが、事業再開後は計画通り令和2年3月に完成した。
- ハッ場ダムの運用が令和2年4月から始まり、埼玉県の水利用は全て安定化した。

### (2) 霞ヶ浦導水事業の計画変更

関東地方整備局から霞ヶ浦導水事業の計画変更が表明され、参画意思の確認があった。

変更内容	総事業費：1,900億円 → 2,395億円 (495億円増)
工期	令和5年度 → 令和12年度 (7年延長)

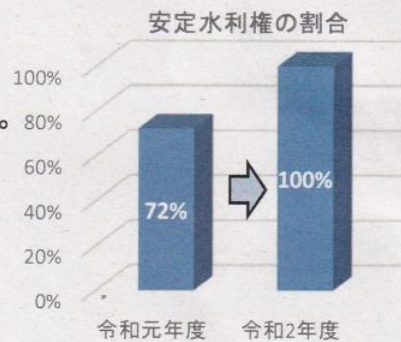
(1) 及び (2) により埼玉県における霞ヶ浦導水の必要性について検討が必要になった。

## 3 検討結果

- ハッ場ダムの運用開始により、日常生活に必要な水を

安定的に取水・利用できる水量（安定水利権）が確保された。

→ **霞ヶ浦導水事業は本県にとって必要性が薄くなった。**  
(ハッ場ダムが完成する前に霞ヶ浦導水事業が運用を開始することが想定され、それまでは必要性があった。)



- 水需要は減少傾向。

→ **今後、霞ヶ浦導水事業の必要性が高まる可能性は極めて低いと考える。**



## 4 対応

- 霞ヶ浦導水の水利用は、今後使用しない可能性が高い。  
参画を継続すれば 施設完成後から永続的に発生する維持管理費や施設更新費等の負担が必要。

これ以上の参画継続は県民に不要な負担となり、理解を得ることは極めて困難

→ **霞ヶ浦導水事業から撤退する。**